

4.9 分離型せん孔機

検 査 項 目		検 査 方 法	判 定 基 準	
4.9.1 原動機	ディーゼルエンジン	共通事項1.1.1 ディーゼルエンジンの検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.9.2 動力伝達装置	(1) 上部旋回体	共通事項1.3 上部旋回体の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.9.3 走行装置	(2) 下部走行体 (クローラ式)	共通事項1.4 下部走行体(クローラ式)の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.9.4 制動装置				
4.9.5 作業装置	(1) 把持装置 (くさび式・バンド式)	a メインチャック	① チャックフレームの亀裂及び変形の有無を調べる。 ② 締付けバンド(くさび)及びスパーサーの亀裂、変形及び把持部の摩耗の有無を調べる。 ③ 連結用のリンク及びピンの変形及び摩耗を調べる。	① 亀裂及び変形がないこと。 ② 亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。 ③ 変形及び著しい摩耗がないこと。
		b サブチャック	① 締付けバンド(くさび)及びスパーサーの亀裂、変形及び把持部の摩耗の有無を調べる。 ② 連結用のリンク及びピンの変形及び摩耗を調べる。	① 亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。 ② 変形及び著しい摩耗がないこと。
	(2) 押込み・引抜き装置	a ガイドポスト	① ガイドポストの亀裂、変形及びブシュの摩耗の有無を調べる。 ② ガイドポストの取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	① 亀裂、変形及び著しいブシュの摩耗がないこと。 ② 緩み及び脱落がないこと。
		b ステージ	① 亀裂及び変形の有無を調べる。 ② 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	① 亀裂及び著しい変形がないこと。 ② 緩み及び脱落がないこと。
	(3) 回転駆動装置	a ドライブフレーム	① ドライブフレームの亀裂及び変形の有無を調べる。 ② 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	① 亀裂及び変形がないこと。 ② 緩み及び脱落がないこと。
		b 回転減速機	① 回転中の異音及び異常発熱の有無を調べる。 ② ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。 ③ ケース内の封入グリース量及び汚れの有無を調べる。	① 異音及び以上発熱がないこと。 ② 油量が適正で、著しい汚れがないこと。 ③ 封入グリース量が適正で、著しい汚れがないこと。
		c 旋回ベアリング及び旋回ギヤ	共通事項1.3 上部旋回体の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(4) 水平調整装置	a ベースフレーム	① ベースフレームの亀裂及び変形の有無を調べる。 ② 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	① 亀裂及び変形がないこと。 ② 緩み及び脱落がないこと。
		b レベルジャッキ	球座のかじり及び変形の有無を調べる。	かじり及び著しい変形がないこと。
		c 反力装置 (おもり・バー)	① 架台の亀裂及び変形の有無を調べる。	① 亀裂及び変形がないこと。

		式)	② 連結用のピン及びボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	② 緩み及び脱落がないこと。
(5) 油圧装置	a	配管 (ホース類及び 高圧パイプ)	共通事項1.2 油圧装置の検査方法及び判断基準を適用すること。	
	b	油圧シリンダー	〃	
	c	油圧モーター	〃	
	d	方向制御弁	〃	
	e	電磁弁	〃	
	f	逆止め弁	〃	
	g	アキュムレーター	〃	
(6)	パワーユニット	<p>① せん孔機を作動させ、作動の適否を調べる。 作動に異常があれば、共通事項1.1原動機及び1.2油圧装置の該当項目の検査方法及び判定基準により調べる。</p> <p>② 作動油の量及び汚れの有無を調べる。</p> <p>③ 原動機及び各油圧機器（配管を含む）から油漏れの有無を調べる。</p> <p>④ リモコン、角度計及びケーブルの作動状態と損傷の有無を調べる。</p>	<p>① 正常に作動すること。</p> <p>② 油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p> <p>③ 油漏れがないこと。</p> <p>④ 正常に作動し、著しい損傷がないこと。</p>	
(7)	ジブ	共通事項1.7 ジブの検査方法及び判定基準を適用すること。		
(8)	ワイヤーロープ	共通事項1.9 ワイヤーロープの検査方法及び判定基準を適用すること。		
(9)	ハンマーグラブ	<p>① グラブヘッドとクラウンヘッドとの連結状態を調べる。</p> <p>② 作動させてシェルの開閉状態を調べる。</p> <p>③ グラブの亀裂、損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>④ シェルの亀裂、損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>⑤ 取付ボルトの緩み又は脱落の有無を調べる。</p>	<p>① 確実に連結されていること。</p> <p>② 正常に作動すること。</p> <p>③ 亀裂、損傷、著しい変形及び摩耗がないこと。</p> <p>④ 亀裂、損傷、著しい変形及び摩耗がないこと。</p> <p>⑤ 緩み及び脱落がないこと。</p>	
4.9.6 油圧装置	(1)	上部旋回体	共通事項1.3 上部旋回体の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.9.7 操作装置	(2)	下部走行体 (クローラ式)	共通事項1.4 下部走行体（クローラ式）の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.9.8 安全装置	(3)	表示板 [全体]	警告・注意・指示銘板等の損傷及び取付け状態を調べる。	損傷がなく適正に取付られていること。
4.9.9 車体関係等	(4)	給油脂 [全体]	<p>① 各部の給油脂状態を調べる。</p> <p>② 自動給油装置の作動の適否を調べる。</p>	<p>① 給油脂が十分であること。</p> <p>② 正常に作動すること。</p>
4.9.10 総合テスト			走行及び作業テストを行い、機能を調べる。	各装置が正常に作動し、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。